

安芸高田市ふるさと応援寄附金

ふるさと納税（応援寄附金）返礼品の 協力事業者を募集します！

安芸高田市では、ふるさと納税制度による本市への更なる寄附の促進や、地元特産品のPR・販売促進につなげるため、寄附者に魅力ある返礼品を提供いただける事業者を募集します。募集にあたり、「事業者説明会」を開催しますので、ぜひご参加ください。

1. 「事業者説明会」の開催について

- 開催日時 平成 28 (2016) 年 7 月 28 日 (木) 13 時 30 分 開会
- 開催場所 安芸高田市民文化センター「クリスタルアージヨ」4 階 小ホール
(〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 761)
- 内 容
 - ・説明① 安芸高田市ふるさと応援寄附金の現状について
 - ・説明② 返礼品協力事業者の応募要件及び応募手続きについて 他
- 参加申込方法
 - ・電話にてお申し込みください。
 - ・申込先： 安芸高田市 企画振興部 財政課
電話・お太助フォン 0826-42-5623
※電話受付… 土曜日・日曜日・祝日を除く、
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- その他
 - ・協力事業者及び返礼品は、原則、以下 2. 3. の条件を満たす必要があります。必ずご確認ください。

2. 応募資格

原則、安芸高田市内に本社、支社、営業所、製造所及び加工所のいずれかを有する法人又は個人で、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 市税等の滞納がないこと
- (2) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員でないこと。
- (3) 生産・製造・販売に関する法令等を順守していること。

3. 募集する特産品等

次の条件を満たしている特産品等であること。

- (1) 安芸高田市で生産、製造、加工 又は サービスの提供がなされているもの。
- (2) 青果品については、安芸高田市内で栽培、生産等がなされているもの。
- (3) 安芸高田市の魅力を伝えることができ、P Rにつながる要素を持つ特産品であること。
- (4) 飲食物については、出荷後に適切な賞味期限が保障されるもの。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令に違反していないこと。

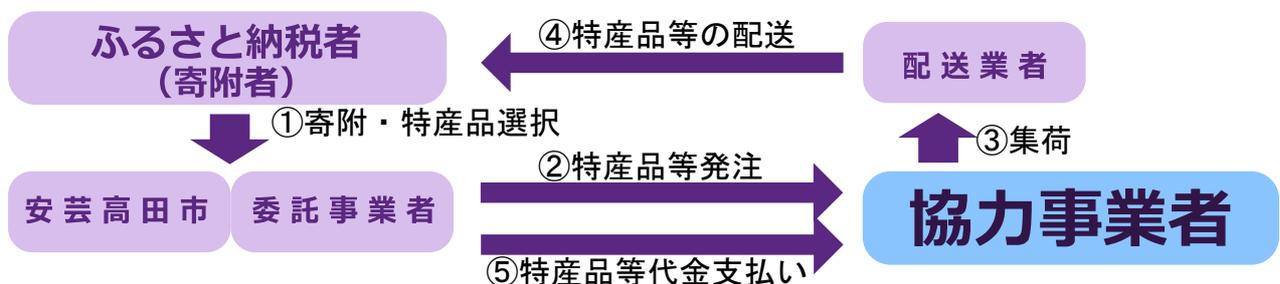
※ 協力事業者及び特産品等の選定にあたっては、上記 2.3. のほか、特産品等取りまとめ委託事業者が提示する条件等への適合を含め、総合的に判断します。

4. 協力事業者のメリット

協力事業者には、次のようなメリットがあります。

- (1) ふるさと納税ポータルサイト、市ホームページ、カタログ等に特産品等の画像、事業者名などを掲載します。
- (2) 返礼品の発送時に自社パンフレット等を同封することにより、自社製品の販売促進・P Rが可能です。

5. 寄附から返礼品提供までのイメージ



6. お問い合わせ先

安芸高田市 企画振興部 財政課 ふるさと納税担当

(住所) 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791

(電話) 0826-42-5623 (FAX) 0826-42-4376